

御浜町国民保護 新旧対照表

ページ数	町計画 該当部分	新	旧
2-3	第1編 第1章 4 表1-1	用語の定義 <u>事態対策本部</u> 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第10条第1項により設置される組織であり、対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進する	用語の定義 <u>武力攻撃事態等対策本部</u> 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第10条第1項により設置される組織であり、対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進する
2-3	第1編 第1章 4 表1-1	用語の定義 指定行政機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、 <u>スポーツ庁</u> 、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、 <u>原子力規制委員会</u> 、防衛省及び <u>防衛装備庁</u>	用語の定義 指定行政機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、 <u>原子力安全・保安院</u> 、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省及び <u>防衛施設庁</u>
2-3	第1編 第1章 4 表1-1	用語の定義 <u>要配慮者</u>	用語の定義 <u>災害時要援護者</u>

御浜町国民保護 新旧対照表

ページ数	町計画 該当部分	新	旧
9	第1編 第4章(1)	地形 面積は <u>88.13 km²</u>	地形 面積は <u>88.28 km²</u>
1 1	第1編 第4章(2)	<u>気候</u> <u>別紙のとおり</u>	<u>気候</u> <u>別紙のとおり</u>
1 1 - 1 2	第1編 第4章(3)	<u>人口分布</u> <u>別紙のとおり</u>	<u>人口分布</u> <u>別紙のとおり</u>
1 7	第1編 第6章 1	対象とする事態の相違 <u>暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、</u> 高潮、地震、津波、噴火、 <u>地滑り</u> その他の異常な自然現象	対象とする事態の相違 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その 他の異常な自然現象
1 8	第2編 第1章 1 表2-1	町の各課における平素の業務 <u>別紙のとおり</u>	町の各課における平素の業務 <u>別紙のとおり</u>

御浜町国民保護 新旧対照表

ページ数	町計画 該当部分	新	旧
19	第2編 第1章 2 (5)	町の幹部職員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 なお、町国民保護対策本部長である町長に事故があった場合には <u>副町長、教育長</u> の順に指揮を執る。	町の幹部職員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 なお、町国民保護対策本部長である町長に事故があった場合には <u>助役、収入役</u> の順に指揮を執る。
22- 23	第2編 第1章 第2 3 (1)	町は、隣接市町の連絡先、担当部署等に関する情報を把握するとともに、隣接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること、防災に関し締結されている「 <u>三重県市町災害時応援協定</u> 」等の市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における隣接市町相互間の連携を図る。	町は、隣接市町の連絡先、担当部署等に関する情報を把握するとともに、隣接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること、防災に関し締結されている「 <u>三重県市町村災害時応援協定</u> 」等の市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における隣接市町相互間の連携を図る。
23- 24	第2編 第1章 第2 5 (2)	地域における自主防災組織の活動環境の整備 <u>要配慮者</u>	地域における自主防災組織の活動環境の整備 <u>災害時要援護者</u>

御浜町国民保護 新旧対照表

ページ数	町計画 該当部分	新	旧
25- 26	第2編 第1章 第3 (3)表2-5	<p>通信体制の整備に当たっての留意事項</p> <p><u>・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(E-m-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク(LGWAN)、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</u></p> <p>配慮</p>	<p>通信体制の整備に当たっての留意事項</p> <p><u>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達の手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</u></p> <p>援護</p>
27	第2編 第1章 第4 2 (1)	<p>警報の伝達体制の整備</p> <p><u>要配慮者</u></p>	<p>警報の伝達体制の整備</p> <p><u>災害時要援護者</u></p>
35	第2編 第2章 1 (1)	<p>基礎的資料の収集</p> <p><u>要配慮者</u></p>	<p>基礎的資料の収集</p> <p><u>災害時要援護者</u></p>
35	第2編 第2章 1 (3)	<p><u>要配慮者</u>への配慮</p> <p><u>要配慮者</u></p>	<p><u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p><u>災害時要援護者</u></p>

御浜町国民保護 新旧対照表

ページ数	町計画 該当部分	新	旧
37	第2編 第2章 表2-9	生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局 <u>別紙のとおり</u>	生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局 <u>別紙のとおり</u>
40	第3編 第1章 1 図3-1	町危機対策本部の構成等 <u>副町長</u> <u>防災特命監</u>	町危機対策本部の構成等 <u>助役</u> <u>総務課長</u>
45	第3編 第2章 1 図3-3	町対策本部の組織構成及び各組織の機能例 <u>副町長</u> <u>住民課</u> <u>建設課</u>	町対策本部の組織構成及び各組織の機能例 <u>助役</u> <u>税務住民課</u> <u>産業建設課</u>
45	第3編 第2章 1 表3-1	町の各課における武力攻撃事態における主要な業務 <u>別紙のとおり</u>	町の各課における武力攻撃事態における主要な業務 <u>別紙のとおり</u>
54- 55	第3編 第4章 第1 2 (2)	消防機関等との連携 <u>要配慮者等</u>	消防機関等との連携 <u>災害時要援護者等</u>

御浜町国民保護 新旧対照表

ページ数	町計画 該当部分	新	旧
55	第3編 第4章 第1 2 (3)	<u>要配慮者への配慮</u> <u>要配慮者</u>	<u>災害時要援護者への配慮</u> <u>災害時要援護者</u>
57	第3編 第4章 第2 2 (2)⑥	避難実施要領の策定における考慮事項 <u>要配慮者</u>	避難実施要領の策定における考慮事項 <u>災害時要援護者</u>
58	第3編 第4章 第2 3 (2)	消防機関の活動 <u>要配慮者</u>	消防機関の活動 <u>災害時要援護者</u>
59	第3編 第4章 第2 3 (6)	高齢者、障害者等への配慮 <u>要配慮者</u>	高齢者、障害者等への配慮 <u>災害時要援護者</u>
60	第3編 第4章 第2 (9)	動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努めるとともに、必要がある場合には、「 <u>災害時動物救護活動に関する協定</u> 」に基づき、三重県獣医師会に対して応援要請を行う。	動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

御浜町国民保護 新旧対照表

ページ数	町計画 該当部分	新	旧
6 3	第3編 第5章3 (1)	救援の基準等 (平成25年内閣府告示第229号。以下「 <u>救援の程度及び基準</u> 」という。)	救援の基準等 (平成16年厚生労働省告示第343号。以下「 <u>救援の程度及び基準</u> 」という。)
6 3	第3編 第5章3 (1)	救援の基準等 <u>内閣総理大臣</u>	救援の基準等 <u>厚生労働大臣</u>
6 4	第3編 第6章 1 (1)	安否情報の収集 <u>要配慮者</u>	安否情報の収集 <u>災害時要援護者</u>
7 7	第3編 第7章 第3 2 (1) 表3-4	(注2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物に係る措置を含まないものとする。	(注2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物に係る措置を含まないものとする。
7 8	第3編 第7章 第4 1 (1) ①	放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 <u>原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。)</u>	放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 <u>原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長</u>

御浜町国民保護 新旧対照表

ページ数	町計画 該当部分	新	旧
79	第3編 第7章 第4 1 (5)	<u>町長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定め为例により行うものとする。</u>	<u>町長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県その他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。</u>
79	第3編 第7章 第4 1 (6)	<u>避難退域時検査及び簡易除染の実施</u> <u>町長は、住民に放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が生じた場合に備え、避難退域時検査及び簡易除染等の対応可能な施設との協力体制を検討し、被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、避難退域時検査及び簡易除染を行う。</u>	
79	第3編 第7章 第4 1 (7)	<u>(7) 職員の安全の確保</u>	<u>(6) 職員の安全の確保</u>

御浜町国民保護 新旧対照表

ページ数	町計画 該当部分	新	旧
80	第3編 第7章 第4 2 (4) ①	核攻撃等の場合 町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を、県に直ちに報告する。 <u>又、国の指示等の下、県と連携し、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）に避難退域時検査及び簡易除染を行うとともに、放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。</u>	核攻撃等の場合 町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を、県に直ちに報告する。
86	第3編 第9章 1 (1)	保健衛生対策 <u>要配慮者</u>	保健衛生対策 <u>災害時要援護者</u>
87	第3編 第9章 2 (2) ①	廃棄物処理対策 町は、町地域防災計画の定めに準じて、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、「 <u>御浜町災害廃棄物処理計画</u> 」に基づき、廃棄物処理体制を整備する。	廃棄物処理対策 町は、町地域防災計画の定めに準じて「 <u>震災廃棄物対策指針</u> 」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

御浜町国民保護 新旧対照表

ページ数	町計画 該当部分	新	旧
87	第3編 第9章 2 (2) ②	<p>廃棄物処理対策</p> <p>町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、「<u>三重県災害等廃棄物処理応援協定</u>」に基づき、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。</p>	<p>廃棄物処理対策</p> <p>町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。</p>